

公益財団法人大田区文化振興協会広告掲載要綱

平成 14 年 1 月 25 日施行

平成 24 年 4 月 1 日改正

令和元年 6 月 1 日改正

(目的)

第1条 この要綱は、公益財団法人大田区文化振興協会（以下「協会」という。）が文化の振興を図るため作成する情報紙等（以下「広報媒体」という。）に、有料で広告を掲載する場合の、基本的な事項を定めることを目的とする。

(広告掲載の対象者)

第2条 広告を掲載できる者は、協会定款に基づく協会の目的事業に賛同する企業、団体及び個人とする。

(掲載の申込)

第3条 広報媒体に掲載を希望する者（以下「広告主」という。）は、広告掲載申込書(別記様式)を理事長に提出するものとする。

(広告の種類及び掲載料等)

第4条 広報媒体の広告の種類、掲載期間及び掲載料等は、広報媒体別に定める。

(広告掲載料の納入)

第5条 広告掲載料は、協会が指定する期日までに納付するものとする。

(広告掲載の範囲)

第6条 次の各号の一に該当する広告は、広告媒体に掲載することが出来ない。

- (1) 協会の公共性及びその品位を損なう恐れがあるもの
- (2) 政治、宗教活動、意見広告及び個人的宣伝に係わるもの
- (3) 公共の秩序及び善良な風俗に反するもの
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年 7 月 10 日法律第 122 号）の適用を受ける業種のもの
- (5) 法令で禁止されているもの、あるいは法令に抵触する恐れのあるもの
- (6) その他、公益上特に支障があると認められるもの

(広告主の責任等)

第7条 広告主は、広告媒体に掲載する内容に関する一切の責任を負うものとし、協会に対して次に定める事項を保証するものとする。

- 2 広告媒体に掲載する内容の著作権、その他一切の権利を侵害していないこと、および第三者の権利の全てにつき権利処理が完了していること。
- 3 第三者から協会に対し、広告媒体に掲載する内容に起因して損害を被ったという請求がなされた場合は、広告主は、自身の責任及び負担において解決するものとし、当協会は一切責任を負わないこととする。

(費用の充当)

第8条 協会は、第4条の費用を広告媒体作成に関わる費用の一部に当てる。

付則

- 1 この要綱は、平成14年1月25日から施行する。
- 2 財団法人文化振興協会広報誌広告掲載要綱(旧要綱)は、廃止する。
- 3 改正前の様式で残存するものは、なお使用することができる。
- 4 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。
- 5 この要綱は、令和元年6月1日から執行する。